

千葉県教育委員会会議議事録

令和3年度第1回会議（定例会）

1 期 日 令和3年4月21日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時50分

2 教育長及び出席委員

教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
永沢 佳純

3 出席職員

| | |
|-----------------|-------|
| 教 育 次 長 | 吉野美砂子 |
| 教 育 次 長 | 伊藤 賢 |
| 企画管理部 | |
| 企 画 管 理 部 次 長 | 長谷川 聡 |
| 教 育 総 務 課 長 | 中西 健 |
| 企画管理部副参事兼教育総務課 | |
| 人 事 給 与 室 長 | 原 義明 |
| 教育振興部 | |
| 教 育 振 興 部 長 | 浅尾 智康 |
| 学 校 危 機 管 理 監 | 日根野達也 |
| 学 習 指 導 課 長 | 佐藤 晴光 |
| 特 別 支 援 教 育 課 長 | 青木 隆一 |
| 教 職 員 課 長 | 富田 浩明 |
| 教 育 振 興 部 副 参 事 | 鈴木 克之 |
| 文 化 財 課 長 | 田中 文昭 |

企画管理部

| | | |
|----------------|----|----|
| 教育総務課人事給与室人事班長 | 秋山 | 祥子 |
| 同 副主査 | 福田 | 洋介 |
| 教育政策課主幹兼教育広報室長 | 戸崎 | 将宏 |

教育振興部

| | | |
|----------------------|-----|----|
| 学習指導課主幹兼義務教育指導室長 | 石川 | 康浩 |
| 同 指導主事 | 渡邊 | 涼二 |
| 特別支援教育課主幹兼特別支援学校整備室長 | 吉原 | 文昭 |
| 教職員課主幹兼管理室長 | 工藤 | 秀昭 |
| 同 主席管理主事 | 山中 | 敬生 |
| 同 主席管理主事 | 澁谷 | 義範 |
| 同 管理主事 | 榎本 | 武人 |
| 同主幹兼小中学校人事室長 | 酒井 | 誠一 |
| 同管理主事兼小中学校人事班長 | 梅津 | 清治 |
| 同管理主事兼企画調整班長 | 青木 | 信哉 |
| 同 管理主事 | 山岡 | 哲也 |
| 文化財課主幹兼学芸振興室長 | 立和名 | 明美 |
| 同 副主幹 | 高山 | 順子 |

事務局

| | | |
|------------|----|----|
| 企画管理部教育総務課 | | |
| 主幹兼委員会室長 | 佐藤 | 祐児 |
| 同 副主幹 | 山口 | 聖剛 |
| 同 主査 | 赤羽 | 大輔 |
| 同 主査 | 齋藤 | 智史 |

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 岡本 毅 委員

6 令和2年度第12回教育委員会会議（定例会）及び
令和2年度第13回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第1号議案から第8号議案の議案8件、第1号報告から第4号報告の報告議案4件、報告1から報告3の報告3件である。

第2号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当すること、第13条第1項第五号「会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項」であること、第3号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第五号「会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項」であること、第4号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当すること、第5号議案から第8号議案及び第4号報告は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

報告1 教育長職務代理者の指名について

【教育長】

教育長職務代理者に、井出委員を指名したことを報告する。ここで井出委員から一言あいさつをお願いしたい。

【井出教育長職務代理者】

富塚教育長のもと、第3期教育振興基本計画に基づいて取り組んでまいりたい。

報告1は終了。

【教育長】

それでは、千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員にお願いする。

第1号議案 令和3年度における教科用図書採択に関する会議の進め方に係る基本的な考え方について

【学習指導課長】

義務教育諸学校において使用する教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条により「政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するもの」とされており、県教育委員会においても毎年度、教科用図書の採択を行わなければならない。

まず、「1」の『義務教育諸学校の教科用図書の検定、採択、使用期間』を御覧いただきたい。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」では、「種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定される教科用図書を採択する場合を除き、4年とする」とある。図中◎（にじゅうまる）印で示された「教科書検定」が行われた翌年度に採択替え〔△印〕が行われる。また、その翌年度から使用〔○印〕が始まり、原則4年間は同一の教科用図書を毎年度採択し、使用することになる。

次に、「2」の『教科用図書採択の期限について』を御覧いただきたい。同施行令において、「義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。」とされている。

次に「3」の「教科書採択における公正確保の徹底等について」を御覧いただきたい。教科用図書の採択については、その公正性、透明性が強く求められるものであり、このことについては、例年文部科学省からも通知が出されている。本年度の教科用図採択についても、令和3年3月30日付けで初等中等教育局長から通知があった。

その中で、「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。」「教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。」と記載されている。

次に、「4」の「千葉県教育委員会会議規則」抜粋を御覧いただきたい。第13条では、「会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる事項について審議し、又は報告を受ける場合において、教育長又は委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。」「5 会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項」とある。

また、参考までに「5として」千葉県情報公開条例の抜粋を記載したので、適時参照願う。

資料2ページを御覧いただきたい。これらを踏まえ、教科用図書を採択する際の教育委員会会議の公開・非公開の在り方については、採択前の教育委員会会議は、千葉県教育委員会会議規則第13条第1項第5号等に基づき非公開とし、採択をする際の教育委員会会議は、令和3年3月30日付け2文科初第2012号の通知を踏まえ原則公開とする。

また、採択終了後すみやかに関係資料を公開することを基本としつつ、議案又は報告の際に、その内容に応じて千葉県教育委員会会議規則の規定に従い適切に対応する。併せて、千葉県教科用図書選定審議会会議及び千葉県教科用図書専門調査員会会議についても同様の対応とする。

【井出教育長職務代理者】

第1号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第1号議案は、原案どおり可決する。

第1号報告 教育庁等職員の人事の一部変更について

【教育総務課長】

第1号報告「教育庁等職員の人事について」報告する。会議資料3ページを御覧いただきたい。本件は、本庁課長級以上の職員で、知事部局との交流人事等に伴う4月1日付け人事異動について、報告するものである。

このことについては、3月17日の教育委員会会議において知事部局との交流人事についてお諮りするいとまがない場合、臨時代理で対応させてもらう旨の了承をいただいたところだが、4月1日付け知事部局との人事交流があったので、教育長の臨時代理を行ったものである。

人事異動の内容は、教育振興部次長 萬谷至康が県土整備部理事（土地開発公社派遣）に転出したほか、本資料のとおりである。

第1号報告は終了。

第2号報告 市町村立中学校長の人事の一部変更について

【教職員課長】

第2号報告「市町村立中学校長の人事の一部変更について」報告する。議案4ページを御覧いただきたい。

令和3年度に向けた市町村立中学校長の人事については、令和3年3月10日の教育委員会会議で可決されたが、人事バランスを再考し、中学校長の人事を一部変更する必要があったため、議案4ページのとおりとした。

第2号報告は、野田市立北部中学校長 関 志之武（年度末58歳）の野田市立南部中学校への配置換えを取り消し、替わって、野田市教育委員会指導課長の 山田 桂一（年度末57歳）を野田市立南部中学校に採用したものである。

本来、市町村立中学校の人事については、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第9号により教育委員会の議決事項になっているが、発令日までに教育委員会会議で審議する暇がなく、急施を要すことから、同規則第6条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、決定したので報告する。

第2号報告は終了。

第3号報告 「学校における働き方改革推進プラン」の改定について

【教職員課長】

「学校における働き方改革推進プラン」の改定について説明する。資料は、5-1ページの「プランの概要（1枚）」、「別冊の資料（別冊1）」、5-2ページの「令和2年度働き方改革推進拡大臨時会議における委員の主な意見について」になる。

議案資料の5-1の概要を御覧いただきたい。今回の改定の視点は、3点ある。まず、2（1）のプランの位置づけとして、「学校職員の勤務時間等に関する規則」に規定された「業務量の適切な管理」を行うために教育委員会が定めるものとして位置づけられた。

2点目は、1年単位の変形労働時間制を導入するための条件等について明記した。3点目は、具体的取組内容を更新した。

①令和2年度の調査結果において、達成率95%以上の項目については目標を設定せず、今後も継続して取り組むべき項目とした。②として、内容が類似している項目は統合し、新規項目を設定する等、教育委員会の取組を24項目から23項目へ、学校の取組項目を28項目から25項目へ変更した。

新規項目や、既存の項目の追加・修正を行ったものは、③のとおりである。

続いて、別冊資料（本冊）の5ページを御覧いただきたい。今回の改定における本県の目標は、教職員の意識調査の結果をもとに、令和3年度から5年度までの数値目標を設定した。段階的に引き上げ、令和5年度にはそれぞれ100%を目標として設定した。

取組の方針については、（1）から（6）の6項目の内容は変えずに、計画策定・組織的対応、業務改善・意識改革、連携の3本の柱に組み換え、具体的なチェックリストを作成した。

9ページを御覧いただきたい。具体的取組としては、新たな取組項目を現行のプランの目標値や、これまでの目標達成率の推移を比較し検討した。

大きな変更点として、教育委員会の取組方針については、取組1で計画の策定や検証、見直しに係る項目を統合し、PDCAサイクルを用いた取組とし、令和3年度の目標を85%とした。

取組2については、校長の人事評価の面談において、メンタルヘルス対策の推進状況について適切な指導助言を行うこととした。

11ページからの取組11、12では、クラウドサービス等を活用した業務改善についても記載した。この項目はこれまでにない項目でもあり、積極的な推進を図ることで、働き方改革が大きく進んでいくことが期待できる。

16ページを御覧いただきたい。このページからは、県立学校の具体的取組方針となっている。教育委員会の具体的取組項目と重複する項目については割愛する。

18ページの取組6では、旧取組からの継続として、留守番電話の設置等時間外の保護者対応等について引き続き設定することとした。これは、プランの取組状況調査の結果から、効果が高い取組ということが明らかになったため、さらに推進していくこととした。

21ページの取組16では旧項目にあった「夏季休暇や年次休暇の取得に努める」から「夏季休暇の完全取得」に文言を修正し、令和4年度には100%の達成を目標とした。

続いて、3月23日に行われた、臨時の「働き方改革推進拡大会議」の概要について説明する。議案資料の5-2「委員の主な意見について」を御覧いただきたい。この会議の外部の出席者は、都市教育長協議会、町村教育長協議会、小中高特、全学校種の校長会とPTAの代表である。提示した、「学校における働き方改革推進プラン」については、賛同を得ることができた。その中で出された主な意見として、校長会からは、「行事を縮減しながら感染拡大防止に努めてきたが、元の学校生活に戻る際に働き方改革の観点からどのように行事を戻すかを現場も知恵を働かせなくてはいけない。」

PTAからは、「以前、働き方改革についての『共同メッセージ』を関係各所連名で出したが再度保護者や地域に向けたメッセージを伝えていきたい。」

教育長の方からは、「目標数値を年度毎に段階的に設定していることは、具体的でかつ明確で評価できる。業務改善については今以上に積極的に進め、今後プランの見直しをする際に

は、制度の見直しという観点も含めて進めてもらいたい。」といったものがあった。

今回見直したプランは、教育委員会規則等に位置付けられた、県教育委員会の方針であり、変形労働時間制の選択ができるように整備したことから、「学校における働き方改革の新たなスタート」と位置づけ、取り組んでいきたいと考えている。

なお、本来は昨年度議案として審議いただく内容であったが、いとまがなく、急施を要すことから教育長が臨時に代理し、決定したので報告する。

【井出教育長職務代理者】

プランの改定について、学校現場の教員等の声は聞く機会はあるのか。

【教職員課長】

昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、教員を集めて意見を伺う座談会を中止とした。今年度は状況を考慮しながらなるべく実施し、現場の教員の声聞く機会を設けたいと考えている。

【貞廣委員】

留守番電話の設置について、効果的な取組だったと聞いている。導入する際、現場の先生方は、本当にできるのかと心配されたと思うが、実際に取り組んでみると、実施可能であった取組と感じている。このような小さな積み重ねが効果を生むと考える。きっとまだ効果的な取組が発掘できると思うので、引き続き見直しを行ってほしい。

難しい取組であると思うが、ICTの活用は働き方改革に効果的であると認識している。校務支援システムについて、各自治体で導入していると思うが、財務のシステムとの兼ね合いもあり、各自治体で異なったものを取り入れているのではないかと推測する。自治体を横断して異動があった場合、以前使用していたものと異なる校務支援システムを使用することになる。そのことが負担になると考える。北海道で試験的に同一の校務支援システムを市町村に導入したと聞いている。一つ一つのアイデアを積み重ねて、働き方改革を行ってほしい。

【教職員課長】

働き方改革を進める上で課を超えて横断的に組織した働き方改革本部会議というものがある。いただいた意見は教職員課だけでは対応できないため、全庁をあげて働き方改革を進めるという観点からも、働き方改革本部会議等を活用して各課と情報を共有し、検討していきたい。

第3号報告は終了。

報告2 令和2年度「教職員の働き方改革に係る意識調査」の結果について

【教職員課長】

令和2年度「教職員の働き方改革に係る意識調査」の結果について説明する。報告資料として、調査結果をまとめたものを1枚、調査結果の概要として4枚、データ編として別冊で資料を配付してある。報告資料の2ページを御覧いただきたい。

この調査は、平成30年度から7月と12月の年間2回調査を実施しているもので、教職員の総労働時間の縮減のために教職員の意識改革をどのように図っていくかを明らかにするために実施しているものである。

今回説明するのは、昨年度12月現在の状況についての調査結果となる。

3ページ「学校における働き方改革推進プラン」の目標達成状況を御覧いただきたい。

①の「子供と向き合う時間が確保できている教職員の割合」については、前回調査となる昨年度12月調査と比較して、「確保できている」と回答をした教職員の割合が5ポイント増加し71%となった。

②の「勤務時間を意識している教職員の割合」について、「意識している」と回答した割合が前回調査から9ポイント上昇し84%となった。どちらも目標達成には及ばなかったが、全体として改善傾向にあることがわかった。

次に、4ページ、(3)『教職員の働き方改革に係る意識調査』と『教員等の出退勤時刻実態調査』の関係を御覧いただきたい。

今回の意識調査の結果と、調査対象となった教職員のうち管理職を除いた教諭等の「11月の時間外在校等時間」との関係进行分析した結果である。「子供と向き合う時間が確保できている教職員の割合」については、時間外在校等時間が45時間以下の教諭等では、「確保できている」との回答が目標値の75%だったのに対し、時間外在校等時間が増えると肯定的な回答が少なくなることがわかった。今後、時間外在校等時間の長さが、必ずしも子供と向き合う時間の確保に繋がっていない傾向が見られたことを踏まえ、業務の平準化が図られているか、限られた時間の中で効率的に業務を進める工夫が行われているかなどについて、再点検をした上で、意識改革に向けた取組の見直しを進めていく。

また、「勤務時間を意識している教職員の割合」についても、時間外在校等時間が45時間以下の教諭等は、目標の85%を超える90%が「意識している」と回答しているのに対し、時間外在校等時間が増えるほど肯定的な回答が少なくなっていることがわかった。今後、勤務時間に対する意識が時間外在校等時間の長短に大きな影響を与えている傾向が見られたことを踏まえ、組織的に業務を進めることで業務改善を図るなど時間外在校等時間の短縮に効果がある取組を行うよう徹底することで、勤務時間を意識して業務を進める教員を増やしていきたいと考えている。

次に、5ページ、(4)「『部活動に従事する時間』と『時間外在校等時間』の関係」を御覧いただきたい。平日及び休日の1日当たりの部活動指導時間と時間外在校等時間について、時間外在校等時間が長くなると、指導時間も長くなる傾向があった。特に、「②休日の1日当たりの指導時間と時間外在校等時間の関係」では、45時間以下の教諭等は指導時間を「3時間未満」と回答した割合が76%であったのに対し、80時間を超える教諭等は「3時間未満」と回答した割合が29%であった。部活動の指導については、別冊資料（データ編）の8ページから11ページに負担度の結果を載せたが、その結果から部活動の負担度は他の業務より低いことが分かった。しかし、ガイドラインには「短時間で効果の得られる合理的でかつ効率的・効果的な指導の実施が求められています」と記されており、指導について量から質への転換が求められていることから、部活動の指導時間についても意識改革に向けた取組が必要であることがわかった。

別冊資料の2ページ、調査対象教職員の時間外在校等時間（経験年数別）を御覧いただきたい。今年度は調査対象の教員等に経験年数を確認し、時間外在校等時間の長さとはべたところ、「45時間未満」と回答した6年未満の教諭等の割合は47%であったのに対し、21年以上の教諭等は70%の割合であった。経験年数が21年以上の教諭からの聞き取りによると、経験を積むことで業務に見通しをもち、効率的な業務の遂行ができるようになったとのことであった。ベテランから若手へ、効率的に業務を遂行する技の継承も時間外在校等時間の短縮につながると考えられる。

今後は調査内容や分析方法についても工夫を重ね、引き続き、学校における働き方改革に取り組んでいく。

【貞廣委員】

働き方改革は、人員増か業務削減につきる。しかし、国からの人員増は期待できないため、県単独ですぐに人を増やしてほしいとお願いしても難しいだろう。現状において、いかに業務削減ができるかが重要である。その場合、やはり部活動指導時間の削減が重要である。部活動については、全校種でみると負担度はあまり高くないが、これは負担度であり時間ではない。長くやっても楽しいから負担度は感じないが、時間外の業務のかなりの時間を中学校、高等学校では占めていると考えられる。やりたい仕事でも働き方改革を進める上では減らし、本当にやらなければならない仕事に時間を充てなければ、働き方改革は進まない。部活動のメリットが大きいことは重々承知しているが、物理的に部活動に係る時間を圧縮し、その圧縮してできた時間を別の削減できない業務に充てることが求められる。部活動の在り方を見直さない限り、中学校、高等学校の働き方改革は進まないと考えている。

今回のデータについては、2次分析が可能と考える。状況説明の分析ではなく、特に「誰が、なぜ、そうなのかってのか」という構造を把握してほしい。今回の報告によれば、経験年数によって、時間外在校等時間に差があったため、明示的に支援できる方策が生まれてくると考える。加えて、年齢、性別、ライフステージ、担当教科、部活動指導の有無等のような構造を把握し、結果を可視化できるようにしてほしい。初任者のサポートについては、文部科学省の調査により重要な取組と明らかになったため、まずはその部分に焦点を当て、サポートしてほしい。

報告 2 は終了。

報告 3 生涯学習審議会「県立博物館・美術館の今後の在り方」（第三次答申）について

【文化財課長】

報告 3 「生涯学習審議会『県立博物館・美術館の今後の在り方』（第三次答申）について」を説明する。報告資料 6 ページを御覧いただきたい。県立博物館・美術館については、中央博物館への機能集約と強化や、地域史と特定テーマを扱う博物館の今後の在り方が、昨年 3 月に第二次答申として示され、9 月に今後の方向性を策定したところであるが、今回、同審議会から示された第三次答申は、県立美術館の活性化策であり、この答申が生涯学習審議会からの最終答申となる。この第三次答申は、活性化策を中心に美術館の在り方について言及している。

詳細については、次の 7 ページの概要を御覧いただきたい。県立美術館の活性化の考え方は、県立美術館を取り巻く環境が、少子高齢化や県民の美術へのニーズの多様化など、大きく変化してきたことを受けて、その設置目的に立ち戻り、県民に美術作品鑑賞の機会と創作活動の場を提供する美術館としての、県民満足度の向上という観点から活性化を提案するとされている。

8 ページを御覧いただきたい。この考え方に基づき、県立美術館の目指す姿として、「『みる・かたる・つくる』の原点を踏まえ、伝統を継承しながらも、新たな取組にもチャレンジする。そして、幅広い年齢層の県民に繰り返し利用してもらえる美術館を目指します」、としている。この目指す姿に向かうための施策の方向性としては、現役世代、学校団体を含む若い世代、若手芸術家の利用拡大とし、その実現に向けての手段として、広い展示室とアトリエ棟の有効利用、人材の確保・育成をポイントとしている。そして、実現に向けた活性化策として、①の基本活動では、若手作家を加えた幅広い美術分野に対応した調査・研究、収蔵、展示を行うことなど、②の支援活動では、若手作家、学校、子育て世代、障害者等への支援など、③の連携では、大学・文化施設だけでなく、地域振興としての連携、④の運営では、人材確保・育成、県民ニーズの把握、広報力の強化などに係る施策が示されている。

最後に、収蔵庫の狭溢化への対策など、施設の構造や制度改正を伴う中長期的な課題があげられている。今後は、この答申を踏まえて、美術館の活性化に向けた県教育委員会としての方針をパブリックコメントを経て策定し、活性化策の実現を図っていく。

【井出教育長職務代理者】

第三次答申を見て、たいへん周到なとりまとめをしていると感じた。県内の私立大学はいろいろな優れたコレクションを持っている。そういうところとしっかり連携することで幅が広がり、重厚なことができると思う。ぜひ実現してもらいたい。

報告 3 は終了。

< 傍聴・報道 退出 >

第 2 号議案 令和 3 年度千葉県教科用図書選定審議会委員の任命について

【学習指導課長】

本議案は、義務教育諸学校の教科書採択事務について、県が市町村等に指導・助言又は援助を行う際や、県立中学校の教科書採択を行う際、あらかじめ意見を聞く、千葉県教科用図書選定審議会委員の任命をしようとするものである。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、県教育委員会が市町村教育委員会等が行う教科用図書の採択について、「指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない。」とされている。また、「県立中学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうもの」とされている。

議案資料 6-1 ページ「資料 1」を御覧いただきたい。小学校用の教科用図書については一昨年度、中学校用の教科用図書については昨年度、全ての種目において、採択替えを行ったので、本来であれば今年はいわゆる形式採択の年となり、表には示していないが、他に学校教育法附則第 9 条に規定される一般図書の採択が行われる。

しかし、中学校用種目歴史の教科用図書で一昨年度教科書検定で不合格となり、昨年度に検定再申請をして合格した発行者があるので、一般図書に加え新たに発行されることとなった種目歴史の教科用図書についても調査・研究を行う。

これを踏まえ、議案資料 6-2 ページ「資料 2」の令和 3 年度教科書採択の流れを御覧いただきたい。

県教育委員会は、市町村の教育委員会及び義務教育諸学校の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならないとされている。

このことは、選定審議会が、都道府県教育委員会の諮問に応じて、義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関する事項の調査審議等を実施し、その答申を受けて、県教育委員会が通知することで行われている。

具体的には、県教育委員会が毎年度行っている「市町村教育委員会への教科書の採択に関する指導、助言又は援助」は図中の①から④の流れにあたる。

まず、「市町村への指導・助言又は援助」では、①の第 1 回選定審議会での諮問に応じ、②で中学校用種目歴史及び一般図書について、専門調査員会 I 及び II を設置し、調査研究を行います。その後、③の第 2 回審議会で専門調査員会の代表から報告を受け、その報告を基に審議し、④の答申文に調査研究資料等を添えて答申を行う。

今年度の「県立中学校で使用する社会科歴史的分野の教科書に関する審議」も同様に①で諮問し、調査研究を経て、④で答申するものである。

この答申を受け、教育委員が 6 月から 8 月に調査研究を行い、最終的には、8 月に予定される教育委員会会議にて、県立中学校ごとに選定する教科書 1 者を議決することになる。

次に、審議会の概要及び委員について、御説明するので、議案資料 6-3 ページ「資料 3」の「附属機関の概要」を御覧いただきたい。

本議案は法令により設置が義務づけられており、委員定数は「千葉県教科用図書選定審議会委員の定数に関する条例」により、「20 名以内」とされている。

続いて、議案資料 6-4 ページの「資料 4」の「令和 3 年度教科用図書選定審議会委員名簿」を御覧ください。令和 2 年度は、一般図書に加えて、新学習指導要領下で使用する中学校教科書の採択を 18 名で審議した。令和 3 年度についても、引き続き 18 名としている。

任期は、関係法令に基づき、教育委員会会議の議決日である 4 月 21 日から 8 月 31 日までとなる。

最後に、議案資料 6-6・6-7 ページの「資料 5-1 及び 2」はこれまで説明した内容の根拠となる法令等を掲載しているので、参照いただきたい。

説明は以上である。

【井出教育長職務代理者】

第 2 号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第 2 号議案は、原案どおり可決する。

第 3 号議案 令和 4 年度使用県立中学校教科書の採択に関する基本的な考え方について

【学習指導課長】

本議案は、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第16項及び第17項の規定に基づき、令和4年度使用県立中学校教科用図書の採択について、その取扱いの方針を定めようとするものである。本県では、県立中学校で使用する教科書について、千葉県教科用図書選定審議会に諮問することとしており、この「取扱いの方針」は、審議会で調査研究、審議を進める上での判断基準となる。

なお、今年度から中学校では新しい学習指導要領が全面実施されているが、これを踏まえ、令和元年度に中学校用教科書検定が行われ、県教育委員会では昨年度、令和3年度から使用する教科書全16種目の採択を行っている。

従って、今回示す基本的な考え方も第3期千葉県教育振興基本計画を参考に作成した「令和3年度使用県立中学校教科書の採択に関する基本的な考え方」に準じたものとしている。

議案の9ページを御覧いただきたい。「1」にある「採択する教科書の考え方」は、県教育委員会として教科書を採択する上での「基本理念」とするものである。(1)にあるように、まずは本県ならではの教育に最も適合した教科書であることを重視するとともに、(2)にあるように各学校の教育目標を達成するために最もふさわしい教科書を採択することとしている。

この基本理念のもと、どの教科書がよりふさわしいかを選定するための基準が、「2」にある「選定の基準」となる。

今後、教科用図書選定審議会では、教科書に関する具体的な調査研究を、その下部組織である「専門調査員会」に委ね実施することになる。

従って、具体的に教科書を比較検討するポイントを、あらかじめ明確にすることが必要であるため、「3」の「調査研究の観点」を①から⑤のように定めた。

この①から④については、議案資料8-1・8-2ページにある「第3期千葉県教育振興基本計画の概要版」を併せて御覧いただきたい。4つの基本目標と11の施策が示されているが、この「調査研究の観点」の、①は【施策1】の「人生を主体的に切り拓くための学びの確立」、②は【施策2】の「道徳性を高める心の教育の推進」、③は【施策3】の「生涯をたくましく生きるための健康・体力作りの推進」、④は【施策10】の「郷土と国を愛する心と世界を舞台に活躍する能力の育成」、にそれぞれ対応している。内容については第3期教育振興基本計画を参考に作成している。

一方、⑤については、高等学校と一貫した教育を行う中学校は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の3により学校毎に教科書を採択することから、議案資料8-3ページ以降に掲載した、各県立中学校の学校教育目標や教育課程を踏まえた調査研究の観点としている。

なお、議案資料8-6ページに関係法令等を掲載しているので、参照いただきたい。
説明は以上である。

【井出教育長職務代理者】

第3号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第3号議案は、原案どおり可決する。

第4号議案 千葉県県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例の原案について

【特別支援教育課長】

本議案は、当該条例案を県議会に提出するよう、知事に申し入れようとするものである。議案資料10-1ページを御覧いただきたい。

1の「条例改正の主旨」については、県立特別支援学校の児童生徒数増加に伴う過密状況への対応を図るこ

と等を目的に、特別支援学校を新設するものである。(1) 新設する特別支援学校については、名称は「千葉県立東葛(とうかつ)の森(もり)特別支援学校」、位置は流山市である。なお、この学校の障害種別は知的障害で、設置する学部は高等部となる。(2) の施行期日については、令和4年4月1日を予定している。

2の「名称案の理由」では、名称案については、教育委員会及び学校のホームページ、関係機関に募集案内を配付するなどの方法により、県民に対し広く募集を行い、「児童生徒や保護者、地域に分かりやすく、親しみやすいこと」、「設置する学校の所在地が分かること」、「学校関係者の他に、地域住民等の意見を参考にする」との3点に留意しながら、検討してきた。検討1点目としては、応募された案を集計した結果、「東葛(とうかつ)」と「森」の入っている校名案が多くあったこと。また、「森」「緑」「双葉」など木や草花に関する案が多くあったこと。2点目としては、東葛飾地域の通称である「東葛(とうかつ)」は県民になじみがあり、障害のある生徒にとっても、言いやすく、分かりやすいこと。3点目として、「森」という言葉から、人が集まる憩いの場、豊かな自然が感じられること。また、木々のように生徒が自立に向けて成長することへの期待が込められており、特別支援学校のイメージにもあっていること、が挙げられた。以上の理由から校名を「千葉県立東葛(とうかつ)の森(もり)特別支援学校」としたいと考えており、千葉県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例について知事に申し入れたいと考えている。審議をお願いしたい。

【井出教育長職務代理者】

第4号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第4号議案は、原案どおり可決する。

第5号議案 学校職員の懲戒処分について

第6号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第7号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第8号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第4号報告 教育庁等職員の人事について

教育総務課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告

令和3年5月19日 署名人